

平成 26 年 10 月 10 日

各 位

本社所在地 大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利江
(コード番号: 2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 取締役 経営企画グループ管掌
洲崎 由佳
TEL: 03-6880-3852
URL: <http://www.yumenomachi.co.jp/>

当社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

本日 10 月 10 日 (金)、証券取引等監視委員会から、当社社員を経由して情報を得た社外の情報受領者に、金融証券取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の発表がなされました。

当社および当社社員による法令違反ではないものの、このような事態を招き勧告がなされましたこと、株主の皆様、取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

記

1. 勧告内容

証券取引等監視委員会による勧告内容では、課徴金納付命令対象者は、当社社員から、同人がその職務に関し知った、当社の業務執行を決定する機関が、株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 5 月 17 日より前の同年 4 月 19 日から同年 5 月 16 日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計 8600 株を買付価額合計 471 万 9500 円で買い付けたとされております。

なお、課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項または第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められ、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 256 万円とされております。

2. 再発防止策について

当社グループでは、「インサイダー取引防止管理規程」を制定し、その周知を図るとともに、定期的に社内セミナーを実施し注意喚起を呼びかけるなど、内部情報管理および当社役社員の株式取引に関する行動基準の徹底、インサイダー取引の未然防止に取り組んでまいりましたが、今回の事態が生じたことは、これまでの取り組みが不十分であったものと厳粛に受け止めております。

今後は、当社グループのすべての役員および従業員に対して、内部者取引防止態勢の再構築および情報管理態勢の再整備、また、その実効性を確保しかつ当社役職員個々の遵法意識を高めるべく、組織体制の強化と社内教育の徹底を行い、再発防止に努めてまいります。

以 上